

# ○大府市住民実態調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の規定に基づく住民票の記載事項に関する調査（以下「住民実態調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象者)

第2条 住民実態調査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳に記録されている者又は記録されるべき者とする。

(調査の実施)

第3条 住民実態調査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民基本台帳事務を行う過程で住民票記載事項に疑義が生じた場合
- (2) 住民基本台帳事務を所管する部署以外の部署から、住民票記載事項に疑義がある旨の申出があった場合
- (3) 同居の親族、同居人等から、対象者が住民票に記載された住所に居住していない（以下「不現住」という。）旨の申出があった場合
- (4) 住所地の家屋の所有者若しくは管理者又は当該住所地に居住している者から、対象者が不現住である旨の申出があった場合

2 前項の規定にかかわらず、法務省設置法（平成11年法律第93号）第8条第1項に規定する施設等機関又はこれに類する施設に収容されている者については、住民実態調査は行わない。

3 第1項第2号の申出は、住民実態調査依頼書（第1号様式）によるものとする。

4 第1項第3号及び第4号の申出は、職権消除申出書（第2号様式）によるものとする。

(調査員)

第4条 調査員は、住民基本台帳事務に従事する職員及び市長が任命する者をもって充てる。

2 調査員は、住民実態調査に従事する際は、身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(調査の方法)

第5条 住民実態調査は、住所地等の現地調査又は対象者若しくはその関係人からの聴取その他の方法により行うものとする。

(調査票の作成)

第6条 調査員は、住民実態調査終了後速やかに、住民実態調査票（第3号様式）を作成しなければならない。

(届出の指導及び催告)

第7条 市長は、住民実態調査の結果、住民票の記載、消除又は修正（以下「記載等」という。）を行う必要があると認められる場合は、当該住民票の異動の届出義務を負う者（以下「届出義務者」という。）に対して、住民票の異動の届出（以下「住民票異動届出」という。）を行うよう指導するものとする。

- 2 前項の規定による指導のうち消除又は修正に係るものは、住民票異動勸奨通知書（第4号様式）によるものとする。
- 3 第1項の規定による指導に係る通知を発送した日の翌日から起算して14日以内に住民票異動届出が行われない場合は、届出義務者に対して、期限を付して当該届出の催告を行うものとする。
- 4 前項に規定する催告のうち消除又は修正に係るものは、住民票異動催告書（第5号様式）によるものとする。

（住民票の記載等）

第8条 市長は、住民実態調査の結果、前条第2項の催告を行っても期限内に住民票異動届出が行われない場合又は届出義務者の居所が不明等で催告ができない場合については、職権により住民票の記載等を行う。

- 2 前項の規定による住民票の消除は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うものとする。
  - (1) 住民実態調査の終了後1年を経過した日以後に不現住であることを確認したとき。
  - (2) 第3条第1項第3号に規定する者から、1年以上不現住である旨の申出があった場合は、住民実態調査の終了後6か月を経過した日以後に不現住であることを確認したとき。
  - (3) その他市長が特に認めたとき。

（本人への通知及び告示）

第9条 市長は、前条の規定により住民票の記載等を行ったときは、その旨を当該記載等に係る者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認められるときは、当該通知に代えて、その旨を告示するものとする。
- 3 第1項の規定による通知のうち消除又は修正に係るものは、職権消除等通知書（第6号様式）によるものとする。

（資料の保存）

第10条 住民実態調査に関する資料は、当該調査が終了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。